

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、「静岡市アリーナ整備・運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を選定したので、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、客観的な評価の結果をここに公表する。

令和 8 年 6 月 16 日

静岡市長 難波 喬司

## 第 1 事業の概要

### 1 事業の名称

静岡市アリーナ整備・運営事業

### 2 事業に供される公共施設

静岡市アリーナ（以下「アリーナ」という。）

### 3 公共施設の管理者の名称

静岡市長 難波 喬司

### 4 事業の目的

本事業は、市が 2025 年 1 月に策定した「静岡市アリーナ基本計画」（※1）（以下「基本計画」という。）に基づき、これまでの市内の施設では実現できなかった、最高峰のプロスポーツの試合や大規模なコンサートなど、大型イベントが開催できる多目的なアリーナを、2030 年春のオープンを目指し、JR 東静岡駅北口に整備するとともに、アリーナの維持管理・運営を行うことを目的とする。

また、地球温暖化や人口減少といった、環境や社会の変化を踏まえ、本事業では、環境への配慮、AI や DX などの新技術の採用、多様な利用者が使いやすい設備の導入などに取り組み、アリーナを、これからの 20 年、30 年、さらに 50 年先の将来を視野に入れた、持続的に高い効果を発揮する施設とする。

アリーナの整備・運営により、まちの魅力向上、文化振興、地域経済の活性化など、大きな経済社会効果が生まれるとともに、新たなスポーツ・エンターテインメントコンテンツによる感動体験が市民にもたらされる。加えて、JR 東静岡駅周辺のまちづくりを、本事業と一体的に進めることで、本事業との相乗効果により、東静岡地区は、文化・スポーツ・エンターテインメントが体験・体感できるまち、さらには商業、交通、文化・教育等の充実した都市機能と快適な住環境を兼ね備えたまちに発展する。

（※1）「静岡市アリーナ基本計画」<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5423/s013099.html>

### 5 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、事業者が自らの提案をもとにアリーナの設計、建設を行った後、市にアリーナの所有権を移転する方式（BT（Build Transfer）方式）により実施する。

### 6 事業範囲

本事業を実施する事業者として市が決定した落札者は、本事業の遂行のみを目的とする特別目的会社（以下「SPC」（Special Purpose Company）という。）を設立する。SPC は本事業の実施にあたって、設計、建設、開業準備、維持管理及び運営、自主事業、統括マネジメントに係る業務を行う。

## 7 事業期間

本事業の事業期間は、2026年7月から2060年3月とする。

## 第2 落札者決定までの経緯

「静岡市アリーナ整備・運営事業事業者選定審査会」は、落札者決定基準（2025年8月公表、9月26日修正版）に基づき、事業提案書等の審査を行い、The Shizuoka Allianceグループ（代表企業：株式会社NTTドコモ）を最優秀提案者として選定した。

市は、最優秀提案者の選定結果に基づきThe Shizuoka Allianceグループを落札者として決定し、2026年2月25日に公表した。

グループ名	区分	企業名
The Shizuoka Alliance	代表企業	株式会社NTTドコモ
	構成企業	インフロニア・ホールディングス株式会社
		SFG不動産投資顧問株式会社
		木内建設株式会社
		静岡鉄道株式会社
		株式会社SBSプロモーション
		株式会社東急コミュニティー
		芙蓉総合リース株式会社
	静岡ガス株式会社	
	株式会社VELTEXスポーツエンタープライズ	
協力企業	前田建設工業株式会社	
	株式会社梓設計	
	平井工業株式会社	
	静鉄建設株式会社	
	東海旅客鉄道株式会社	
	株式会社電通東日本	
東レアローズ株式会社		

## 第3 落札額

落札者として決定したThe Shizuoka Allianceグループの落札額（市負担額）は下記のとおりである。

30,000,000,000円（消費税及び地方消費税等を含む。）

## 第4 客観的評価の結果

本事業は、PFI法に基づく特定事業として実施することにより、「収益性が高く独立採算で運営するアリーナの実現」「効率的かつ持続可能な施設の設計・建設、維持管理・運営」「リスク分担の明確化による安定した事業運営」といった定性的な効果が期待できることから、2025年8月5日に特定事業として選定した。

落札者による事業提案は、「静岡市アリーナ整備・運営事業 審査講評」（2026年3月31日静岡市アリーナ整備・運営事業 事業者選定審査会）のとおり、本事業の要求水準を上回る内容であり、特定事業の選定の際に期待した効果が見込まれることから、市が自ら事業を実施する場合と比べ、事業期間を通じて効率的かつ効果的に実施できると評価する。